

第2章 地域の概況

第2章 地域の概況

2.1 長野広域連合管内の概要

本連合は、長野県の北部に位置し、面積は1,558.39km²、範囲は東西約56km、南北約50kmにわたり、長野市を中心とした半径約25kmの円に包含される地域を圏域としている。

構成市町村は、3市4町2村（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町）で構成されており、人口規模約54万人余を擁する広域市町村圏である。

本連合管内は、重要な観光資源となっている温泉が多数点在するほか、緑豊かな山々と自然の宝庫である高原や千曲川、犀川などの水量豊かな河川、さらには上信越高原国立公園を中心とした山里の自然環境など、信州固有の風土を有している。

対象事業実施区域が位置する千曲市は、市の中央に千曲川が流れ、周辺を山地に囲まれた地域であり、市内には信州屈指とされる戸倉上山田温泉が存在するほか、“一目十万本”といわれる日本一のあんずの里、国の重要文化的景観に選定された姨捨の棚田など魅力的な観光資源がある地域である。

本事業の対象事業実施区域となる千曲市大字屋代字中島は、千曲市の北端に位置し、現在は堤防道路沿いの農地として利用されており、北側には一級河川の千曲川が流れ、その対岸は長野市となっている。

また、南側には長野自動車道の更埴インターチェンジ、西側には北陸新幹線の高架、東側にはしなの鉄道及び国道18号が存在し、対象事業実施区域内には中部電力株式会社所有の鉄塔が存在している。

対象事業実施区域は、現在、都市計画法上の用途地域は指定されていない。なお、「千曲市都市計画マスタープラン」（平成21年8月 千曲市）によると、対象事業実施区域及びその周囲は、既に工業施設の立地もみられるほか、交通利便性にも優れることから、今後良好な工業地の誘導を図るため、工業系用途地域の指定を検討していく地域とされている。

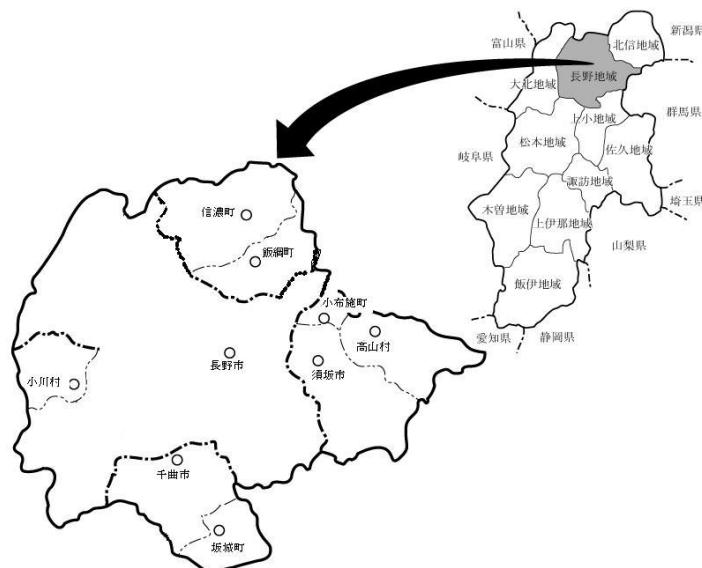


図2-2-1 本連合を構成する市町村の位置

2.2 社会的状況

社会的状況としての人口分布等の統計的な項目については、長野広域連合圏域の市町村を対象とした。また、対象事業実施区域周辺の状況を把握する項目については、対象事業実施区域を中心とする概ね半径4km範囲を基本として調査を行った。

対象事業実施区域及び周辺の社会的状況は表2-2-1(1)～(5)に示すとおりである。

表 2-2-1(1) 対象事業実施区域及び周辺の社会的状況

調査項目	調査結果の概要
2.2.1 人口及び 産業 の状況	1 行政区画の状況 「ごみ処理広域化基本計画」に基づき、本連合を構成する9市町村のうち小布施町を除く8市町村（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町）による広域的な枠組みで、ごみ処理が行われている。 なお、長野市内の豊野地区については、平成17年1月1日に旧豊野町が長野市に合併した地区であるが、ごみ焼却、最終処分及び屎処理は、本連合の管外の北信保健衛生施設組合で行っている。
	2 人口・世帯数の状況 全体としては、本連合管内の人口は緩やかな減少傾向にある。また、世帯数はほぼ横ばい傾向を示している。 平成25年度における本連合管内の人口は約55万人、世帯数は約21万世帯である。
	3 住宅等の分布 対象事業実施区域から東側にしなの鉄道を隔て住宅が分布し、南側にも長野自動車道を隔て数戸の住宅が分布している。
	4 産業別就業者数の推移 本連合管内における産業別就業者数の推移において、第3次産業の割合が高く、平成22年においては、第3次産業のうち割合が高い産業は、卸売業・小売業、医療・福祉の順であった。
2.2.2 交通の 状況	1 道路 対象事業実施区域及びその周囲の主な道路として、上信越自動車道、長野自動車道、国道18号、国道403号が挙げられる。また、対象事業実施区域の南側には更埴インターチェンジが、南東には更埴ジャンクションが存在している。 対象事業実施区域及びその周囲における平成22年度道路交通センサス調査結果、最寄の交通量観測地点における平日12時間交通量は、長野自動車道で20,817台、国道18号で36,043台となっている。
	2 鉄道 対象事業実施区域及びその周囲の鉄道としては、JR東日本の北陸（長野）新幹線、篠ノ井線及びしなの鉄道がある。対象事業実施区域の東側をしなの鉄道が、西側を北陸（長野）新幹線が走っている。
2.2.3 土地利用 の状況	1 土地利用 本連合管内における土地利用状況は、山林及び畑が多くを占めている。 また、対象事業実施区域の土地利用状況は、現在は畑となっている。
	2 都市計画区域 対象事業実施区域を含む千曲市における都市計画区域5,900haのうち、1,455haについては用途地域が指定されているが、対象事業実施区域においては、用途地域は指定されていない。

表 2-2-1(2) 対象事業実施区域及び周辺の社会的状況

調査項目		調査結果の概要	
2.2.4 環境保全 について の配慮が 必要な施 設の状況	1 学校	対象事業実施区域及びその周囲において、幼稚園 3 か所、小学校 7 か所、中学校 6 か所、高等学校 5 か所及び特別支援学校 1 か所が存在している。なお、大学・短期大学及び高等専門学校は存在しない。	
	2 保育所、病院及び 診療所、図書館、 特別養護老人ホーム等	対象事業実施区域及びその周囲において、保育所 18 か所、病院 4 か所、診療所のうち病床を有する施設 1 か所、図書館 2 か所及び特別養護老人ホーム 6 か所が存在している。	
2.2.5 水域の 利用状況	1 河川、湖沼 及び地下 水の利用 状況	1) 水道水源と しての利用 状況	千曲市内における給水は、千曲市営上水道事業（八幡地区）、千曲市営簡易水道事業（桑原、大田原、樺平）、民営簡易水道事業（千曲高原）、長野県営水道事業により行われている。 対象事業実施区域は、長野県営水道上水道事業による給水区域となっている。 長野県営水道では、千曲川を水源とする諏訪形浄水場（上田市諏訪形）が上流約 20km に、また地下水（浅井戸）を水源とする四ツ屋浄水場（長野市川中島町四ツ屋）が対象事業実施区域の北方約 7km に存在する。なお、対象事業実施区域及びその周囲において取水等は行われていない。
	2 水面利用の状況		対象事業実施区域及びその周囲における水面利用の場として、千曲川が挙げられる。千曲川流域における漁業権については、千曲川本流及び支流に漁業権が設定されている。
	1 下水道の整備状況	本連合管内の平成 24 年度における、対象事業実施区域を含む千曲市の公共下水道の普及率は、90.7% となっている。	
2.2.6 環境整備 の状況	2 農業集落排水施設・小規模排 水施設及び合併浄化槽の整備 状況	対象事業実施区域を含む千曲市では、平成 24 年度において農業集落排水施設の処理区域内人口が 4,912 人、合併処理浄化槽の処理人口が 486 人となっている。	
	3 し尿処理施設	本連合管内におけるし尿処理施設の設置状況は、長野市衛生センター、犀崎衛生センター、須高衛生センター、北部衛生センター及び千曲衛生センターの 5 施設があり、対象事業実施区域を含む千曲市は、千曲衛生センターの処理区域内である。	
	4 ごみ処理施設等の状況	本連合管内におけるごみ焼却施設の設置状況は、長野市清掃センター、須坂市清掃センター、葛尾組合焼却施設、北部衛生クリーンセンター及び東山クリーンセンターの 5 施設があり、平成 24 年度の処理実績は全体で 127,304 t である。 本連合管内における不燃・粗大・資源ごみ処理施設の設置状況は、長野市リサイクルプラザ、牧野島不燃物処理場、須坂市清掃センター、葛尾組合不燃ごみ及び資源ごみ処理施設及び枠形不燃物最終処分場の 5 施設があり、平成 24 年度の処理実績は全体で処理量が 10,575 t、資源化量が 9,789 t である。	
	5 その他の資源化を行う施設の 現況	本連合管内における堆肥化施設の設置状況は、高山村地力増進施設及び長野市上下水道局犀崎コンポストセンターの 2 施設がある。容器包装圧縮梱包施設の設置状況は、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設、須坂市ストックヤード及び葛尾組合プラスチック等ストックヤードの 3 施設がある。 堆肥化施設の処理量は平成 24 年度全体で 2,188 t、容器包装圧縮梱包施設の資源化量は平成 24 年度全体で 5,420 t である。	
	6 最終処分場の状況	本連合管内における最終処分場は、天狗沢最終処分場、戸隠不燃物最終処分場、牧野島不燃物処理場及び枠形不燃物最終処分場の 4 施設が存在する。平成 24 年度の埋立処分の実績は全体で 9,445 t である。	
	7 産業廃棄物処理施設	平成 24 年 3 月 31 日現在において県内の産業廃棄物中間処理施設は 572 施設、最終処分場は 33 施設、産業廃棄物処理業許可件数は 3,863 件である。	

**表 2-2-1(3) 対象事業実施区域及び周辺の社会的状況
(環境の保全を目的とした関係法令等による、指定、規制等の状況)**

調査項目			法令等	規制・基準	区域等の指定状況	
					対象事業 実施区域	周辺地域
2.2.7 環境の 保全を 目的と した関 係法令 等によ る指定 、規制 等の 状況	1 大気汚染	1) 環境基準	環境基本法、 ダイオキシン 類対策特別措 置法	大気汚染に係る環境基準 ダイオキシン類に係る環境基準 微小粒子状物質に係る環境基準	—	—
		2) 排出基準	大気汚染防止 法、ダイオキシン 類対策特別 措置法	ごみ焼却施設に係る排出基準	—	—
	2 騒音	1) 環境基準	環境基本法	騒音に係る環境基準	一部が B類型	東側住居地域 : B類型
		2) 規制基準	騒音規制法	特定工場の騒音に係る規制基準	—	—
				特定建設作業に係る騒音の 規制基準	—	—
	3 振動	1) 規制基準	振動規制法	道路交通騒音に係る要請限度	—	東側 (国道 18 号) : c 区域
				特定工場に係る振動の規制基準	—	—
				特定建設作業に係る振動の 規制基準	—	—
	4 惡臭	悪臭防止法		道路交通振動に係る要請限度	—	東側 (国道 18 号) : 第 2 種区域
				敷地境界の規制基準	—	—
				気体排出口の規制基準	—	—
	5 水質	1) 環境基準	環境基本法 ダイオキシン 類対策特別措 置法	排出水の規制基準	—	—
				水質に係る環境基準	—	A類型 (千曲川 : 千曲橋)
		2) 排水基準	(1)一律 排水基準	ダイオキシン 類対策特別措 置法	ダイオキシン類 (水質・底質) に係る環境基準	—
				水質汚濁防止法	特定事業場の排水に係る 排水基準	—
			(2)上乗せ 排水基準	廃棄物処理施設 (焼却施設) に 係るダイオキシン類の水質排水 基準	—	—
				公害の防止に 関する条例 (長 野県条例)	上乗せ排水基準	—
		6 土壤	(3)下水道 排除基準	下水道法	下水道排除基準	—
			環境基本法 ダイオキシン 類対策特別措 置法	土壤の汚染に係る環境基準	—	—
			ダイオキシン 類対策特別措 置法	ダイオキシン類 (土壤) に係る 環境基準	—	—

表 2-2-1(4) 対象事業実施区域及び周辺の社会的状況

調査項目		調査結果の概要	
2.2.8 地域の環境に係る方針等の状況	1 土地利用基本計画 (長野県土地利用基本計画に基づく指定状況)	1) 都市地域	対象事業実施区域は、都市地域に区分されている。
		2) 農業地域	対象事業実施区域は、農業地域に区分されている。
		3) 森林地域	対象事業実施区域は、森林地域に含まれていない。
		4) 自然公園地域	対象事業実施区域及びその周囲において、自然公園地域に指定されている場所はない。 なお、最寄の自然公園地域は、南西方向約8kmに位置する聖山高原県立公園である。
		5) 自然保全地域	対象事業実施区域及びその周囲において、自然保全地域に指定されている場所はない。

**表 2-2-1(5) 対象事業実施区域及び周辺の社会的状況
(県・広域連合・各市町村の計画)**

調査項目		計画名（計画期間）
2.2.8 地域の環境に係る方針等の状況	長野県	長野県廃棄物処理計画 (H23～27)
		長野県環境基本計画 (H25～29)
	長野広域連合	長野広域連合広域計画 (H23～27)
	長野市	第四次長野市総合計画 (H19～28)
		長野市環境基本計画 (H24～28)
		長野市一般廃棄物処理基本計画 (H23～28)
	須坂市	第五次須坂市総合計画前期基本計画 (H23～27)
		須坂市環境基本計画 (H23～32)
		須坂市一般廃棄物処理基本計画 (H23～32)
	千曲市	千曲市まちづくり計画 (H15～25) 延長により H30 まで
		千曲市環境基本計画 (H18～27)
		千曲市総合計画 (H19～28)
		千曲市一般廃棄物処理基本計画 (H17～31)
	坂城町	坂城町第5次長期総合計画 (H23～32)
		坂城町一般廃棄物処理基本計画 (H23～27)
	高山村	第5次高山村総合計画 (H22～31)
		高山村一般廃棄物処理基本計画 (H23～27)
	信濃町	信濃町第5次長期振興計画 (H22～31)
		信濃町環境基本計画 (H17～26)
		信濃町一般廃棄物処理基本計画 (H15～25)
	小川村	第5次小川村振興計画 (H21～30)
	飯綱町	第1次飯綱町総合計画 (H19～28)
		飯綱町環境基本計画 (H20～29)
		飯綱町一般廃棄物処理基本計画 (H22～31)

2.3 自然的状況

自然的状況のうち、気象の状況等の対象事業実施区域周辺の既存文献・資料が少ない項目については、長野市内の範囲について調査を行った。

また、対象事業実施区域周辺の状況を把握する項目については、対象事業実施区域を中心とする概ね半径4km範囲を基本として調査を行った。

対象事業実施区域及び周辺の自然的状況は表2-3-1(1)～(6)に示すとおりである。

表 2-3-1(1) 対象事業実施区域及び周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要
2.3.1 気象の状況		<p>長野県の気候は、盆地性の地形のため全県的に内陸型気候であるが、本連合管内は長野県の北部に位置しているため、日本海側気候の影響を受け、内陸は盆地毎にそれぞれの特徴を持っている。</p> <p>長野市等を包括する長野盆地は、「日較差」「年較差」が大きく「夏暑く冬寒い」典型的な内陸性気候で、特に長野盆地から上田・佐久盆地にかけては雨の少ない地域となっており、平年降水量は930mm程度である。</p> <p>冬は季節風の影響で北部は雪の日が多く、南部は晴れの日が続き、標高の高い地域では、山岳地帯特有の気候を持っている。また、平地といわれている地域の多くが盆地のため、盆地特有の気候が現れている。</p>
2.3.2 水象の 状況	1 河川	<p>対象事業実施区域及びその周囲の主な河川としては、千曲川が挙げられる。千曲川は、河床勾配が比較的緩やかで、流程には河原や中州が多く、流れが蛇行している。このため、瀬と平瀬が交互に存在し、河川敷内には“ワンド”や“たまり”も見られる。</p> <p>長野県には1級河川及び準用河川が流れしており、2級河川はない。</p>
	2 湖沼	対象事業実施区域及びその周囲の主な湖沼・農地用池は、南東約3.5kmに石杭池、中村池がある。
2.3.3 地象の 状況	1 地形	<p>千曲川沿いに「低地」が広がっており、主に左岸側には“河原”、“砂礫堆”、“谷底平野”及び“扇状地”が、右岸側には“扇状地”や“自然堤防”が見られる。低地を越えたところは両岸とも「山地・丘陵地」となっており、“急斜面”が多くみられる。</p> <p>なお、対象事業実施区域は「低地」の“扇状地FIV”の範囲に含まれる。</p>
	2 地質	<p>対象事業実施区域を含む千曲川沿いには“礫がち表土”が見られる。その他、平地では主に「未固結堆積物」の“礫がち堆積物”や“泥がち堆積物”となっている。</p> <p>対象事業実施区域の近傍で行われた地質調査としては、隣接する千曲衛生センターにおいて建替え時（平成2年）に実施されたボーリング調査の結果報告書によると、調査深度内の土質は7～9層程度に分けられるが、地耐力的には上部の弛い砂質土主体の地盤と、深度約4～5m以下の密実な砂礫地盤の2層に大別される。</p> <p>平成25年に対象事業実施区域において実施されたボーリング調査の結果報告書によると、全ボーリング地点3箇所の土質構成はほぼ類似しており、調査深度内では大きく分けて上部から、細砂、砂礫、砂、砂礫と4地層を確認している。</p>
	3 活断層	対象事業実施区域及びその周囲の活断層は、長野盆地西縁断層が北東から南西方向に走っており、対象事業実施区域はその南端から約4kmに位置している。
	4 地すべりおよび崩壊の発生状況	<p>対象事業実施区域から北西方向の長野市内の地域には、主に砂防指定地及び地すべり防止区域が、南東方向及び南西方向の千曲市内の地域には主に砂防指定地及び急傾斜崩壊危険区域が見られる。</p> <p>なお、対象事業実施区域及びその近傍には、指定を受けている地域はなく、地すべり及び崩壊のあったと思われる場所は存在しない。</p>
	5 土壤汚染対策法に基づく区域の指定	対象事業実施区域の4km圏内には、「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

表 2-3-1(2) 対象事業実施区域及び周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要
2.3.4 動植物 の状況	1 動物	<p>(1) 生育・生息域及び分布の状況 対象事業実施区域及びその周囲において、「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」では10種、「千曲市レッドデータブック」では8種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」では11種の生息が確認されている。</p> <p>(2) 注目すべき哺乳類 「文化財保護法」の特別天然記念物としてカモシカが、長野県天然記念物としてホンシュウモモンガが指定されている。 「長野県版レッドデータブック」には8種、「千曲市レッドデータブック」には8種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」には11種が掲載されている。</p>
		<p>(1) 生育・生息域及び分布の状況 対象事業実施区域及びその周囲において、「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」では41種、「千曲市レッドデータブック」では26種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」では38種の生息が確認されている。</p> <p>(2) 注目すべき鳥類 「文化財保護法」の天然記念物としてイヌワシが、国際希少野生動植物種としてコアジサシが、国内希少野生動植物種としてオオタカ、クマタカ、イヌワシ、オジロワシ、ハヤブサの5種が、県の特別希少野生動植物としてイヌワシが、県の指定希少野生動植物としてクマタカが指定されている。 「日本の絶滅のおそれのある野生動植物（自然環境局野生生物課）」（以下、環境省レッドデータブックという。）には17種、「長野県版レッドデータブック」には34種、「千曲市レッドデータブック」には26種及び大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）には38種が掲載されている。</p>
		<p>(1) 生育・生息域及び分布の状況 対象事業実施区域及びその周囲において、「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」では両生類3種及び爬虫類3種、「千曲市レッドデータブック」では両生類5種及び爬虫類3種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」では両生類8種及び爬虫類5種の生息が確認されている。</p> <p>(2) 注目すべき両生類・爬虫類 両生類及び爬虫類について、「文化財保護法」や長野県天然記念物として指定されている種の生息は確認されていない。また、千曲市新山地区の氷清水のハコネサンショウウオは、千曲市の天然記念物に指定されている。 「環境省レッドデータブック」には両生類3種及び爬虫類1種、「長野県版レッドデータブック」には両生類3種及び爬虫類4種、「千曲市レッドデータブック」には両生類6種及び爬虫類3種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」には両生類8種及び爬虫類5種が掲載されている。</p>

表 2-3-1(3) 対象事業実施区域及び周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要
2.3.4 動植物 の状況	1 動物	<p>4) 昆虫類・ クモ類</p> <p>(1) 生育・生息域及び分布の状況 対象事業実施区域及びその周囲において、「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」では昆虫類 305 種及びクモ類 28 種、「千曲市レッドデータブック」では昆虫類 46 種及びクモ類 8 種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」では昆虫類 55 種の生息が確認されている。</p> <p>(2) 注目すべき昆虫類・クモ類 昆虫類及びクモ類について、「文化財保護法」や長野県天然記念物として指定されている種の生息は確認されていない。 「環境省レッドデータブック」には昆虫類 26 種、「長野県版レッドデータブック」には昆虫類 47 種、「千曲市レッドデータブック」には昆虫類 48 種及びクモ類 8 種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」には昆虫類 55 種が掲載されている。</p>
		<p>5) 魚類、エビ 類・カニ類、 貝類その他</p> <p>(1) 生育・生息域及び分布の状況 対象事業実施区域及びその周囲において、「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」では魚類 15 種、エビ・カニ類 4 種、貝類その他 7 種、「千曲市レッドデータブック」では魚類 8 種、貝類その他 13 種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」では魚類 16 種、エビ・カニ類 5 種、貝類その他 16 種の生息が確認されている。</p> <p>(2) 注目すべき魚類、エビ類・カニ類、貝類その他 長野県の指定希少動植物種にシナイモツゴが指定されている。 「環境省レッドデータブック」には魚類 14 種、貝類その他 14 種、「長野県版レッドデータブック」には魚類 12 種、貝類その他 9 種、「千曲市レッドデータブック」には魚類 10 種、貝類その他 13 種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」には魚類 16 種、エビ類・カニ類 5 種、貝類その他 16 種が掲載されている。</p>
	2 植物	<p>1) 植物</p> <p>(1) 生育・生息域及び分布の状況 対象事業実施区域及びその周囲は、主に千曲川沿いが河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生や人為的な影響を強く受けた植林地、耕作地植生が分布し、それより以遠の東西には、ブナクラス域自然植生やブナクラス代償植生が分布している。 対象事業実施区域は、植林地、耕作地植生に属する“畑地雜草群落”で構成されており、その周囲については、千曲川沿いにヨシクラスや落葉果樹園等が分布する他は、市街地となっている。 なお、対象事業実施区域及びその周囲において確認されている植物種は、「河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）」では 173 種、「千曲市レッドデータブック」では 122 種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」では 57 種である。</p> <p>(2) 注目すべき植物 長野県の指定希少野生動植物にヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、ウラシマソウの 3 種が指定されている。また、千曲市戸倉及び倉科のセツブンソウの群生地は、千曲市天然記念物に指定されている。 「環境省レッドデータブック」には 26 種、「長野県版レッドデータブック」には 54 種、「千曲市レッドデータブック」には 122 種、「大切にしたい長野市の自然（長野市版レッドデータブック）」には 57 種が掲載されている。</p>

表 2-3-1(4) 対象事業実施区域及び周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要
2.3.4 動植物 の状況	2) 特定植物群落	「長野県自然環境情報図（第3回自然環境保全基礎調査）」（平成元年 環境庁）によると、対象事業実施区域4km圏内には特定植物群落は存在していないものの、南西約5kmに“武水別神社のケヤキ林”が存在している。
	3) 巨樹・巨木林	「長野県自然環境情報図（第4回自然環境保全基礎調査）」（平成7年 環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周囲における巨樹・巨木林の分布状況は、7か所確認されている。
2.3.5 景観、 文化財 の状況	1 自然景観資源	「長野県自然環境情報図（第3回自然環境保全基礎調査）」（平成元年 環境庁）によると、対象事業実施区域及びその周囲に自然景観資源は存在しない。
	2 主な眺望点	対象事業実施区域及びその周囲における主な眺望点は、千曲川サイクリングロードや、稻荷山公園等がある。 また、対象事業実施区域から約6.5kmの地点に、姨捨の棚田がある。姨捨の棚田は、日本の棚田百選に選定されている。また、その一部は国の重要文化的景観「姨捨の棚田」に選定されているとともに、国の名勝「姨捨（田毎の月）」に指定されている。
	3 文化財	対象事業実施区域及びその周囲における文化財の分布状況として46か所確認している。 また、対象事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地は、城ノ内遺跡、竜王遺跡の2か所確認した。 対象事業実施区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。
2.3.6 触れ合い 活動の場 の状況	1 主な人と自然との触れ合い活動の場の状況	対象事業実施区域に最寄の人と自然との触れ合い活動の場としては、千曲川サイクリングロード（県道上田千曲長野自転車道線）があげられる。
	2 自然公園	「長野県環境白書」によると長野県には、国立公園が4地域、国定公園が3地域及び県立自然公園が6地域指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲に自然公園に指定された地域はない。
	3 自然環境保全地域	対象事業実施区域及びその周囲において、自然環境保全地域に指定されている地域はない。 なお、最寄りの自然環境保全地域としては、長野市北部の逆谷地湿原が指定されている。
	4 郷土環境保全地域	対象事業実施区域及びその周囲では、觀龍寺大峰等3つの地域が郷土環境保全地域に指定されている。
	5 風致地区	対象事業実施区域及びその周囲に、風致地区に指定された地域はない。

表 2-3-1(5) 対象事業実施区域及び周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要
2.3.7 大気質・ 水質等の 状況	1 公害苦情の現況	平成 24 年度の千曲市における公害苦情件数は 33 件である。苦情の種別（その他を除く）としては“水質汚濁”が最も多く、次いで“悪臭”となっている。
	1) 大気汚染 調査の状況	<p>一般環境大気測定局（篠ノ井局）が 1 局、自動車排ガス測定局（更埴インターインターチェンジ局）が 1 局配置されており、大気汚染に関する常時監視が行われている。</p>
	2 大気質	<p>(1) 二酸化硫黄 篠ノ井局における過去 5 年間の二酸化硫黄の測定結果は、いずれの年度においても環境基準を達成している。</p> <p>(2) 二酸化窒素 篠ノ井局、更埴インターインターチェンジ局における過去 5 年間の二酸化窒素の測定結果は、いずれの年度においても環境基準を達成している。</p> <p>(3) 浮遊粒子状物質 篠ノ井局、更埴インターインターチェンジ局における過去 5 年間における浮遊粒子状物質の測定結果は、いずれの年度においても環境基準を達成している。</p> <p>(4) 一酸化炭素 対象事業実施区域の周囲に、一酸化炭素の測定が行われている測定地点はない。</p> <p>(5) 光化学オキシダント 篠ノ井局における過去 5 年間における光化学オキシダントの測定結果は、いずれの年度も環境基準が非達成の状況となっている。なお、光化学オキシダントについて、近年の環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。</p> <p>(6) 微小粒子状物質 更埴インターインターチェンジ局では平成 22 年度から調査が行われており、短期基準、長期基準とともに環境基準を達成している。</p> <p>(7) 有害大気汚染物質 有害大気汚染物質については、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 4 物質については環境基準が定められている。さらに、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及び無機ヒ素化合物については健康リスクの低減を図るために指針となる数値（指針値）が設定されている。 篠ノ井局の結果は、いずれの物質においても、全ての年度で環境基準及び指針値を満足している。</p> <p>(8) ダイオキシン類 対象事業実施区域の周囲におけるダイオキシン類の測定結果のうち、各地点の過去 5 年間の測定結果は、いずれの地点とも、全ての年度において環境基準を満足している。</p>
	2) 環境基準の 達成状況	

表 2-3-1(6) 対象事業実施区域及び周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要
2.3.7 大気質・ 水質等の 状況	3 騒音	1) 面的評価 対象事業実施区域及びその周囲で実施された平成 24 年度の道路交通騒音・面的評価結果は 3 地点とも、昼間、夜間とも環境基準以下の戸数の割合が 100% であった。
		2) 高速道路騒音 対象事業実施区域の周囲における平成 24 年度の高速道路騒音の調査結果、長野自動車道の 4 地点における騒音レベルは昼間 53~56dB、夜間 51~54dB、上信越自動車道の 5 地点における騒音レベルは昼間 52~58dB、49~56dB であった。
	4 振動	対象事業実施区域及びその周囲において、環境振動及び道路交通振動の調査は実施されていない。
	5 低周波音	対象事業実施区域及びその周囲において、低周波音の調査は実施されていない。
	6 悪臭	対象事業実施区域及びその周囲において、悪臭の調査は実施されていない。
	7 水質	1) 水質調査結果 対象事業実施区域周囲で実施されている千曲川（千曲橋）水質調査地点は、環境基準点となっており、河川 A 類型の環境基準が適用される。過去 5 年分における調査結果いずれの年度も、大腸菌群数が基準値を超過しているほかは、平成 24 年度の B O D を除き、全ての項目において環境基準を満足している。
		2) 水質及び底質のダイオキシン類調査結果 対象事業実施区域及びその周囲における、過去 5 年間の水質及び底質のダイオキシン類調査結果は、水質と底質ともに、いずれの地点においても環境基準を満足している。
		3) 水生生物による水質調査結果 対象事業実施区域及びその周囲における水生生物による水質調査について、千曲市では平成 22 年度に河川 1 地点、長野市では平成 20 年度に河川 5 地点で最新の調査が行われている。
	8 地下水	1) 地下水質 対象事業実施区域及びその周囲の地下水質については平成 24 年度の概況調査が 2 か所、継続監視調査が 3 か所で行われており、千曲市の土口①及び土口②で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を、それぞれ超過しているものの、その他の項目については環境基準及び指針値を満足している。また、長野市の概況調査地点では、全ての項目で環境基準及び指針値を満足している。
		2) 地下水のダイオキシン類調査結果 対象事業実施区域及びその周囲における、過去 7 年間の地下水のダイオキシン類調査結果、いずれの地点とも環境基準を満足している。
	9 土壤汚染	対象事業実施区域及びその周囲における土壤のダイオキシン類調査結果のうち、各地点の過去 5 年間における調査結果は、いずれの地点とも全ての年度において環境基準を満足している。
	10 地盤沈下	対象事業実施区域及びその周囲において、地盤沈下の調査は実施されていない。